



最低賃金



「知っている」つもりじゃダメです!!

最低賃金の件名	最低賃金額	効力発生 年月日	適用除外業種	備考
	1時間			
福島県最低賃金	858円	R4.10.6		福島県内の事業場で使用されるすべての労働者(パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用されます。
特定(産業別)最低賃金	非鉄金属製造業	912円	R5.1.1	次の者は、福島県最低賃金が適用されます。
	電子部品・デバイス・電子回路 電気機械器具 情報通信機械器具製造業	880円	R4.12.30	医療用計測器製造業 (心電計製造業を除く)
	輸送用機械器具製造業	916円	R4.12.24	
	計量器・測定器・分析機器・試験機・ 測量機械器具・理化学機械器具 時計・同部品 眼鏡製造業	889円	R4.1.13 今年度変更なし	
	自動車小売業	922円	R4.12.18	二輪自動車小売業 (原動機付自転車を含む)

最低賃金の 確認方法

- 時間給の場合…時間給 ≥ 858円
- 日給の場合…日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 858円
- 月給の場合… $\frac{\text{月給} \times 12\text{ヶ月}}{\text{年間総所定労働時間}} \geq 858\text{円}$



●最低賃金の減額の特例許可制度

精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者、試の使用期間中の者、簡易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者等で、使用者が福島労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

●最低賃金額に含めない賃金

- 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- 1ヶ月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- 時間外・休日・深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金など)
- 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

連合福島HP用QRコード



労働相談・各地域連合の
情報はこちらから!